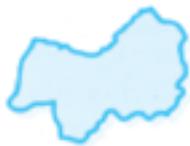


統計

●面積



420.57km²
(H25年全国都道府県市区町村別面積)

●世帯数



34,951世帯
(H22年国勢調査)

●総人口



90,187人
(H22年国勢調査)

●出生



696人
(H25年市民窓口センター)

●死亡



1,002人
(H25年市民窓口センター)

●家族



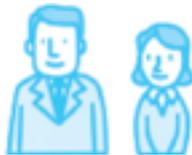
1世帯あたり 2.58人

●人口密度



214.44人 / 1 km²

●就業者数



41,726人
(H24年経済センサス)

●事業所数



4,415事業所
(H24年経済センサス)

●市内総生産



407,290百万円
(H23年度市町民所得統計)

●予算



39,608百万円
(H24年度普通会計決算額 (歳出))

●販売農家数



1,520戸
(H25年農林業センサス)

●農業就業人口



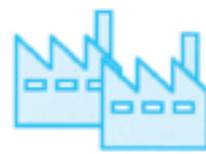
2,466人
(H25年農林業センサス)

●耕地面積



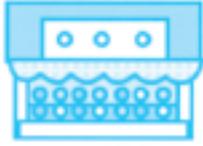
経営耕地面積 1,233ha
(H25年農林業センサス)

●工場事業所数



360事業所
(H24年工業統計調査 (従業者4人以上))

●商店



932事業所
(H24年経済センサス)

●交通事故



458件
(H25年愛媛県警察本部「交通年鑑」)

●刑法犯罪発生件数



643件
(H25年四国中央警察署)

●火災



27件
(H24年市消防本部)

●救急出動



3,255件
(H24年市消防本部)

●救助出動



41件
(H24年市消防本部)

●医療施設数



68施設
(H25医療施設調査)

●医師



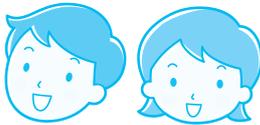
136人
(H24医師・歯科医師・薬剤師調)

●15歳未満



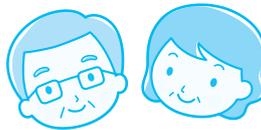
11,827人
(H22年国勢調査)

●15歳以上64歳未満



54,762人
(H22年国勢調査)

●老人 (65歳以上)



23,597人
(H22年国勢調査)

四国中央市自治基本条例

平成19年 6月27日

条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民

第1節 市民（第5条—第10条）

第2節 コミュニティ等（第11条・第12条）

第3章 議会（第13条・第14条）

第4章 市

第1節 市の責務（第15条・第16条）

第2節 市政運営（第17条—第22条）

第5章 情報の共有（第23条・第24条）

第6章 市政への参画（第25条—第28条）

第7章 連携及び交流（第29条・第30条）

第8章 市民自治推進委員会の設置等（第31条—第33条）

附則

前文

私たちのまち四国中央市は、平成16年4月に川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併して誕生しました。

先人の英知と不断の努力によって築かれた水資源や法皇山脈と四国山地の緑豊かな山々、燧灘に面する恵まれた自然環境を源として、いにしえからの歴史と伝統文化を伝承しながら地域社会を形成してきました。

私たちのまちは、四国の中央に位置する地勢、さらにこの地域の多様な特性を生かし交通・物流・情報の交流拠点として、また全国屈指の「紙のまち」として発展を続けています。

私たちは、これらを礎としながら、こよなく愛するこのまちを守り、はぐくみ、次の世代へ引き継ぐ使命があります。

今、自治体においては自己決定や自己責任が求められている中で、私たちは、市民一人ひとりのしあわせを希求し、自ら考え、行動し、ルールをつくり、共に自立できる地域社会を創造していかなければなりません。

そのためには、市民、議会、市が一体となって情報を共有し、互いに協力し合いながら協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念として、市民の権利と責務、議会や市の役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを実現するため四国中央市の最高規範となるこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が主役の市民自治の確立を基本理念として、市民、議会及び市の責務等を明らかにし、自治の基本的事項を定め、協働によるまちづくりを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。
- (2) 議会 直接選挙による議員によって組織された市の議事機関をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除きます。）をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び市が互いに尊重し、補完し合いながら、同じ目的のために協力して活動することをいいます。
- (5) コミュニティ 市民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。

(最高規範)

第3条 この条例は、四国中央市の最高規範であり、市民、議会及び市は、誠実にこれを遵守します。

2 市及び議会は、市が定める計画の策定又は変更及び条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(まちづくりの目標)

第4条 市民、議会及び市は、次に掲げるまちづくりに努めます。

- (1) 互いに尊重しまちづくりに参画できるまち
- (2) まちの文化に誇りを持ち活力あふれるまち
- (3) 互いに助け合い安心して暮らせるまち
- (4) 自然を大切にし環境の保全及び創造に取り組むまち
- (5) 将来のまちづくりを担う人材育成に取り組むまち

第2章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) 市政に参画する権利
- (3) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

(市民の責務)

第6条 市民は、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

- 2 市民は、互いに人権を尊重し、協力し合います。
- 3 市民は、市政運営に伴う負担を分任します。

(事業者の責務)

第7条 事業を営むものは、地域の環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(子ども)

第8条 市民、議会及び市は、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。
(学ぶ機会)

第9条 市は、市民が生涯にわたって学ぶ機会を提供するよう努めます。
(男女共同参画)

第10条 男女は、互いに認め合い、尊重します。

2 市、議会及び市民は、男女が共同してまちづくりに参画する体制をつくります。

第2節 コミュニティ等

(コミュニティ)

第11条 市民は、コミュニティ活動の重要性を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市は、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その活動の連携及び強化を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

3 市は、公民館を地域におけるコミュニティの連携の拠点として位置付け、機能及び施設の充実、整備に努めます。

(地域福祉の向上)

第12条 市民は、地域の生活課題の解決を図るため、福祉サービス機関等と連携し、地域福祉の向上に努めます。

2 市は、社会的支援を必要とする市民が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、必要な施策を講じるよう努めます。

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第13条 議会は、この条例の趣旨にのっとり、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう議事機関として、その権能を行使します。

2 議会は、市民に情報を公開し、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めます。

3 議員は、市政の課題に関する調査並びに政策提言等を積極的に行うよう努めます。

第4章 市

第1節 市の責務

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例の趣旨にのっとり、公平、公正かつ効率的に市政を運営します。

2 市長は、市政の透明性を図るため、施策等の経緯及び結果を公表し、その説明に努めます。

3 市長は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ります。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めます。

(職員の責務)

第16条 職員は、市民全体のために働くものとしての認識をもち、公平、公正かつ誠実に、透明性をもってその職務を遂行するよう努めます。

2 職員は、法令及び条例等を遵守します。

3 職員は、常に自己研鑽を行い、職務の遂行に当たっては創意工夫するよう努めます。

第2節 市政運営

(総合計画)

第17条 市は、この条例の趣旨にのっとり、総合計画を策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行います。

2 市は、社会の変化に対応できるよう、必要に応じて、総合計画の見直しを行います。

(財政運営)

第18条 市は、持続可能で健全な財政運営を行い、その状況をわかりやすく公表します。

2 市は、市政運営の透明性を確保するため、外郭団体及び補助団体等の経営又は収支状況をわかりやすく公表し、適切に指導するよう努めます。

3 市は、保有する財産を明らかにするとともに、適正に管理し、効率的で効果的に運用します。

(予算編成)

第19条 市は、総合計画に基づいて予算を編成し、執行します。

2 市は、予算編成に当たっては、公平性の確保、透明性の向上に努めるとともに、編成した予算の方針及び内容をわかりやすく公表します。

(行政評価等)

第20条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価等の結果を市政運営に反映するよう努めます。

(外部監査)

第21条 市は、公平、公正かつ効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて、外部監査を実施します。

2 市民は、市に対して外部監査の実施を請求することができます。

(危機管理)

第22条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保を図るため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。

2 市民は、緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合う自主防災組織の充実に努めます。

第5章 情報の共有

(情報の公開及び共有)

第23条 市は、市政に関する情報を積極的にわかりやすく公開し、市民との情報の共有に努めます。

2 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を請求することができます。

(個人情報保護)

第24条 市及び議会は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

第6章 市政への参画

(審議会等への参画)

第25条 市は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の構成員に公募による市民を含めるよう努めます。

2 市は、審議会等の会議の内容を公開し、必要に応じて、広聴の場を提供するよう努めます。
(タウンコメント)

第26条 市は、市民及び市政に係る重要な事項について広く意見を募り（タウンコメントと
いいます。）、その意見を市政に反映するよう努めます。
(住民投票)

第27条 市民、議員及び市長は、市政に係る重要な事項について市民の意思を確認するため、
住民投票を請求又は発議することができます。

2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。
(苦情、不服等の対応)

第28条 市は、市政に関する苦情、不服等について、迅速に対応し、その解決に努めます。
第7章 連携及び交流

(連携及び協力)

第29条 市及び議会は、共通する課題を解決するため、国、愛媛県及び他の地方公共団体と
広域的な連携及び協力を図るよう努めます。

2 市民は、経済、文化、スポーツ等の様々な取組みを通じて、市外の人々と連携してまち
づくりに努めるものとします。

(国際交流)

第30条 市民、議会及び市は、平和、文化、地域産業の発展には国際社会との友好関係が重
要であることを認識し、交流に努めます。

第8章 市民自治推進委員会の設置等

(市民自治推進委員会)

第31条 市は、市民自治の確立並びに協働によるまちづくりを推進するため、四国中央市市
民自治推進委員会を設置します。

(条例の見直し)

第32条 この条例は、必要に応じて、見直します。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行します。

四国中央市総合計画審議会条例

平成16年4月1日

条例第13号

改正 平成17年6月10日条例第29号

平成23年9月22日条例第21号

平成24年6月21日条例第16号

(題名改称)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平24条例16・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(平24条例16・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(平17条例29・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例16・全改)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月10日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年9月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

四国中央市総合計画審議会条例施行規則

平成16年8月3日

規則第169号

改正 平成24年6月21日規則第31号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市総合計画審議会条例（平成16年四国中央市条例第13号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則31・一部改正)

(審議事項)

第2条 条例第2条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(会長等の責務)

第3条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

2 審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(平24規則31・一部改正)

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会に、部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則31・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

四国中央市総合計画審議会傍聴要綱

平成21年6月3日

告示第116号

(目的)

第1条 この告示は、審議会等の運営に関する指針（平成20年四国中央市告示第118号）に基づき、四国中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 前項の一般席の定員は、その都度定める。

(傍聴の手続)

第3条 一般席において審議会を傍聴しようとする者は、傍聴受付時間に、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければならない。ただし、次項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する傍聴受付時間は、審議会開催予定時刻の30分前から20分前までの間とし、前項の傍聴人受付簿に記入した者を先着順に決定する。ただし、受付開始時において、既に前条第2項に規定する定員を超えている場合は、抽選により決定する。

3 前項ただし書の規定による決定を受けた者は、第1項の傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

4 報道関係者席において審議会を傍聴しようとする報道関係者は、第1項の傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 前条第2項の規定による決定を受けた者及び報道関係者席において傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、掲示板、旗の類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長又は会長の指名する者の指示に従うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は委員会の会議の妨害となるような行為

をしないこと。

(禁止事項)

第7条 傍聴人は、写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、会長が特に許可したときは、この限りでない。

(係員の指示等)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴人がこの告示に違反した場合は、これを制止し、その命に従わないときは、退場を命じることができる。

(部会への準用)

第10条 第2条から前条までの規定は、四国中央市総合計画審議会条例施行規則（平成16年四国中央市規則第169号）第5条の規定により置かれる部会について準用する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年8月20日告示第172号）

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日

午前・午後 時 分開会

1. 一般席

番号	住所	氏名	備考
1			
2			

2. 報道関係者席

番号	住所	氏名	備考
1			
2			

総合計画審議会委員名簿

NO	ふりがな 氏名	役職名	備考
1	ほしかわ かずや 星川 一治	四国中央商工会議所会頭	会長
2	すずき たかし 鈴木 尊	四国中央市老人クラブ連合会会長	副会長
3	いかわ としたか 井川 俊高	(公財) 四国中央市体育協会会長	
4	いしかわ くにひこ 石川 邦彦	うま農業協同組合組合長	
5	いしぐる ただのり 石黒 忠則	四国中央市愛護班連絡協議会会長	
6	いのうえ ひとし 井上 仁	株式会社四国中央テレビ専務取締役	
7	えぐち しげる 江口 繁	四国中央市 PTA 連合会会長	
8	おおにし としはる 大西 廉治	四国中央市文化協会会長	
9	かわむら かずみつ 河村 一碩	公募市民（農業）	
10	こんどう ゆきお 近藤 之夫	四国中央市社会福祉協議会会長	
11	しのはら ゆみこ 篠原由美子	国際ソロプチミストイースト愛媛代表	
12	すずき きょういち 鈴木 恭一	土居町商工会会長	～ H25.8.8
13	ほしかわ くにひろ 星川 邦弘	四国中央市観光協会会長	
14	まつおか かずもと 松岡 一元	元：宇摩医師会会長	
15	よしいこうざぶろう 好井幸三郎	土居町商工会会長	H25.8.9 ～

(順不同・敬称略) 総合計画審議会委員のべ15名

四企経第17号
平成24年8月20日

四国中央市総合計画審議会会長 様

四国中央市長 井原 巧

第二次四国中央市総合計画について（諮問）

四国中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第二次四国中央市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

平成26年11月7日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市総合計画審議会
会長 星川 一治

第二次四国中央市総合計画について（答申）

平成24年8月20日付け四企経第17号で諮問のありました「第二次四国中央市総合計画」について、本審議会では慎重に審議した結果、別紙の通り答申いたします。

なお、総合計画の実施にあたりましては、本審議会はもとより、総合計画デザイン会議や基本計画コンテ部会、高校生ユースミーティングなど、多数の市民参画により策定された計画であることを尊重し、着実な実現に努められるよう要望いたします。



四国中央市総合計画デザイン会議要綱

平成24年6月21日

告示第129号

(設置)

第1条 四国中央市基本計画の素案を作成するため、四国中央市総合計画デザイン会議（以下「デザイン会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 デザイン会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画の素案の作成
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 デザイン会議の委員（以下「委員」という。）は、四国中央市基本計画コンテ部会要綱（平成24年四国中央市告示第130号）第5条第1項に定める部会長をもって充てる。

- 2 デザイン会議に部会を置く。
- 3 前項の部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(議長)

第5条 デザイン会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選とする。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 デザイン会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が招集し、その議長となる。

- 2 デザイン会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 デザイン会議の庶務は、総合計画策定担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則（平成24年12月19日告示第204号）

この告示は、告示の日から施行する。

総合計画デザイン会議委員（基本計画コンテ部会部会長・副部会長）名簿

NO	コンテ部会名	部会長	副部会長
1	企画財務	副議長 土居 慎一 (指定金融機関／伊予銀行)	一柳美枝子 (ケーブルテレビ放送番組審議会)
2	総務	大田 憲司 (土居町建設業協会)	石川 勉 (四国中央地区防犯協会)
3	市民環境	高岡 淳 (地域コミュニティ検討委員会)	受川 眞二 (市国民健康保健運営協議会)
4	福祉保健	武村 志延 (地域医療再生計画推進協議会)	篠原 一美 (四国中央地区更正保護女性会)
5	産業活力	宮崎 政夫 (市三島観光協会)	森川 隆 (愛媛県紙パルプ工業会)
6	建設	寺尾 保仁 (愛媛県建築士会四国中央支部)	吉岡 豊彦 (四国中央宅建協会)
7	水道	議長 石川 尚 (工業用水事業学識経験者)	曾我 孝志 (水道事業経営審議会委員)
8	消防	山川 彰夫 (市消防団)	渡邊 雅道 (市土居自主防災組織)
9	教育	藤田 正臣 (市人権教育協議会)	星川 義明 (市少年補導委員連絡協議会)



四国中央市基本計画コンテ部会要綱

平成24年6月21日

告示第130号

(趣旨)

第1条 この告示は四国中央市総合計画デザイン会議要綱（平成24年四国中央市告示第129号）第3条第3項の規定に基づき、四国中央市基本計画コンテ部会（以下「部会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の内容の検討及び協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 部会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

2 委員は、部会ごとに市民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選とする。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会ごとに必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

四国中央市基本計画コンテ部会委員一覧

1 企画財務コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	法皇青年会議所	青木 尊治
2	四国中央商工会議所青年部	脇 正樹
3	イースト愛媛 ベンチャークラブ	森田 由美
4	土居町商工会青年部	大野 竜法
5	まちづくり青年塾	星川 将一
6	Four - C	竹本 哲也
7	四国中央テレビ	井上 公子
8	伊予銀行（指定金融機関）	土居 慎一
9	県政モニター	加藤 宏二
10	本部広報委員会	宇田 安博
11	ケーブルテレビ放送 番組審議会	一柳美枝子
12	市民文化ホール建設委員会	三谷 一恵
13	行政品質向上委員会	渡邊 吉子

2 総務コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	伊予三島建設業協会	真鍋 正志
2	川之江建設業協同組合	尾藤 淳一
3	土居町建設業協会	大田 憲司
4	伊予三島税務署管内 納税貯蓄組合連合会	合田 浩三
5	嶺南活性化協議会	藤原 孝
6	嶺南活性化協議会	藤田 康雄
7	土居町地域審議会	加藤 敏史
8	新宮町地域審議会	法橋 信一
9	四国中央地区防犯協会	石川 勉

3 市民環境コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	四国中央市環境審議会	相馬 紀夫
2	ネットワーク・ グリーンアース	福田 泉
3	四国中央警察署交通課 ※～H24	岩崎 俊明
4	四国中央警察署交通課 ※H25～	真鍋 公孝
5	四国中央市国民健康保険 運営協議会	受川 眞二
6	地域コミュニティ検討委員会	高岡 淳
7	上柏公益会	高橋 内次
8	地域通貨うーま	大山 浩子
9	川之江児童館 サポーターズクラブ	小山 靖孝
10	ボランティア市民活動 推進協議会	三鍋 孝文
11	四国中央市国際交流協会	合田 勝一
12	四国中央市川之江国際交流協会	石川 雄一
13	国際ソロプチミストアメリカ 日本西リジョン	窪田 幸子

4 福祉保健コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	しこちゅ～・ほこほこネット	脇 美代
2	四国中央市母子寡婦連合会	森貫 清美
3	四国中央市 福祉保健施設協議会	石村 一人
4	地域医療再生計画推進協議会	武村 志延
5	四国中央市 食生活改善推進協議会	寺尾るみ子
6	介護保険運営協議会	村上 義弘
7	四国中央市 介護支援専門員連絡協議会	青木 由美
8	民生児童委員協議会	一柳初太郎
9	四国中央地区更生保護女性会	篠原 一美
10	愛媛県遺族会四国中央支部	近藤 旦
11	四国中央地区保護司会	大西 吉包
12	四国中央市 障害者福祉団体連合会	尾崎 福松
13	障害児者ネットワーク会議	吉原 敦
14	四国中央市社会福祉協議会	近藤 智美

5 産業活力コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	四国中央商工会議所	篠原 正博
2	土居町商工会	玉井伸次郎
3	(社)愛媛県紙パルプ工業会	森川 隆
4	川之江商店連盟	河嶋 直久
5	伊予三島商店街連合会	石川 光重
6	四国中央市三島観光協会	宮崎 政夫
7	四国中央市物産協会	深川 厚
8	新宮お茶まつり（株）やまびこ	脇 斗志也
9	向山公園桜まつり実行委員会	高橋 功
10	川之江漁業協同組合	吉岡 昭人
11	宇摩森林組合	苅田 耕一
12	四国中央市土居町土地改良区	大田 徹雄
13	うま農業協同組合	河村 完司
14	東予園芸農業協同組合 宇摩支部	寺尾 則雄
15	四国中央市 地産地消推進委員会	鈴木 和夫



▲ 企画財務コンテ部会

6 建設コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	土地家屋調査士会 四国中央支部	横内 康正
2	川之江建設業協同組合	森実 仁志
3	伊予三島建設業協会	守屋 浩
4	土居町建設業協会	高石 敏朗
5	愛媛県建築士会 四国中央支部	寺尾 保仁
6	宮川周辺地区 まちづくり推進委員会	井川 邦彦
7	江之元地区 住環境整備推進委員会	木花 正純
8	三島・川之江港運協会	井川 正
9	四国中央宅建協会	吉岡 豊彦

7 水道コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	学識経験者（水道事業）	山川 久男
2	水道事業経営審議会委員	曾我 孝志
3	水道事業経営審議会委員	鈴木 信雄
4	土居町水道運営協議会	高石 正広
5	学識経験者（水道事業）	水田昭四郎
6	四国中央市管工事協同組合	石川 政幸
7	四国中央市管工事協同組合	東野 一雄
8	四国中央市管工事協同組合	大西 英範
9	学識経験者（工業用水事業）	石川 尚
10	学識経験者（工業用水事業）	吉田 和榮

8 消防コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	四国中央市消防団	山川 彰夫
2	四国中央市消防団（三島） ※～H24	細川 博
3	四国中央市消防団（川之江）	山崎 東英
4	四国中央市消防団（土居）	江口 猛
5	四国中央市消防団（新宮）	菅原 和文
6	四国中央警察署 ※～H24	熊野 雅仁
7	今治海上保安部 三島川之江分室	福留 利夫
8	四国中央市危険物安全協会 ※～H24	石川 洋一
9	三島医療センター ※～H24	西山 誠一
10	四国電力(株)四国中央営業所	西川 寿
11	四国中央市自主防災組織 （三島）	徳永 幸夫
12	四国中央市自主防災組織 （川之江）	柴垣 浩二
13	四国中央市自主防災組織 （土居）	渡邊 雅道
14	四国中央市自主防災組織 （新宮）	大西 綾夫

9 教育コンテ部会

NO	団体名	氏名
1	公益財団法人伊予三島奨学会	石川美千代
2	公益財団法人川之江奨学会	毛利泰治郎
3	四国中央市学校給食会 ※～H24	石川絵里子
4	四国中央市学校給食会 ※H25～	鈴木 佳利
5	四国中央市人権教育協議会	藤田 正臣
6	四国中央市 人権擁護委員協議会	篠原 勝春
7	四国中央市人権対策協議会	江口 久
8	四国中央市文化協会	真鍋 潤
9	四国中央市 PTA 連合会	宇田 秀雄
10	四国中央市愛護班連絡協議会	石川 敬三
11	四国中央市連合婦人会	井原 初枝
12	公益財団法人 四国中央市体育協会	長野 光正
13	四国中央市公民館連絡協議会	曾我部 忠
14	四国中央市 少年補導委員連絡協議会	星川 義明

平成 24 年度 (93 団体 109 名)
平成 25 年度 (89 団体 105 名)



▲ 合同コンテ部会（建設）



▲ 合同コンテ部会（消防）

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

平成26年9月30日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

第二次四国中央市総合計画策定業務（これまでの策定経過）

年	月	日	曜	会議名等	内 容	場 所
24	6	21	木	6月定例議会	総合計画審議会条例の一部改正	本庁5階議場
	8	20	月	第1回審議会	委嘱状交付14名・正副会長選出・ 諮問・意見交換など	本庁5階 第1委員会室
	9	26	水	提案公募	公募型プロポーザルによる 策定支援業務提案募集	経営企画課
	10	17	水	プロポーザル (第1次審査)	見積書開封・書類審査・資格審査	本庁4階 東会議室
	11	8	木	第2回審議会	委託業者2次審査(プレゼンテーション)・ 契約交渉権者の選定	本庁5階 第1委員会室
	11	9	金	契約交渉	(株)ぎょうせいとの契約交渉	経営企画課
	11	16	金	打合せ・契約締結	策定支援業務契約締結:(株)ぎょうせい	経営企画課
	11	28	水	第1回 合同コンテ部会	委嘱状交付109名・概要説明など	福祉会館4階 多目的ホール
	11	28	水	第1回 企画財務コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回総務コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回 市民環境コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回 福祉保健コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回 産業活力コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回建設コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回教育コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回水道コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	11	28	水	第1回消防コンテ部会	正副部長選出・ 今後のスケジュールなど	福祉会館4階 多目的ホール他
	12	1	土	市民アンケート調査 (配布)	16歳以上の市民約4,500人を抽出	経営企画課
	12	14	金	12月議会総務委員会協議会	進捗状況報告・概要説明・ 今後のスケジュールなど	本庁5階 第1委員会室
	12	20	木	第1回デザイン会議	正副議長の選出・概要説明・ 今後の策定方針など	中之庄公民館 大ホール
12	25	火	市民アンケート調査(回収)	回収率65.5% (広報委員に配布・回収協力依頼)	経営企画課	
25	1	7	月	外部アンケート調査(送付)	ふるさとアドバイザー24名、 パートナーショップ代表者5名	経営企画課
	1	10	木	土居町地域審議会	総合計画策定概要説明	土居庁舎3階 大会議室
	1	11	金	新宮町地域審議会	総合計画策定概要説明	新宮公民館 2階会議室
	1	16	月	第2回消防コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	消防本部 2階会議室
	1	17	木	第2回建設コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	商工会館 4階会議室

年	月	日	曜	会議名等	内 容	場 所
25	1	21	月	第2回水道コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	水道局 3階会議室
	1	22	火	第2回 産業活力コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	福祉会館 3階会議室1
	1	22	火	第2回教育コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	福祉会館 2階教養娯楽室
	1	23	水	第2回総務コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	本庁4階 東会議室
	1	23	水	第2回 市民環境コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	福祉会館 3階会議室1
	1	23	水	第2回 福祉保健コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	福祉会館 3階会議室2
	1	30	水	第2回 企画財務コンテ部会	本市の現況説明、課題抽出	福祉会館 3階会議室2
	1	31	木	外部アンケート調査(回収)	回収率58.6%	経営企画課
	2	21	木	第3回 企画財務コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	福祉会館 3階会議室1
	2	22	金	第3回 産業活力コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	福祉会館 3階会議室2
	2	25	月	第3回総務コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	本庁4階 東会議室
	2	25	月	第3回建設コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	商工会館 4階会議室
	2	25	月	第3回消防コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	消防本部 2階会議室
	2	26	火	第3回 市民環境コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	福祉会館 2階教養娯楽室
	2	26	火	第3回 福祉保健コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	福祉会館 3階会議室1
	2	26	火	第3回教育コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	福祉会館 3階会議室2
	2	26	火	第3回水道コンテ部会	本市の課題集約・ 次期基本構想のキーワード探し	水道局 3階会議室
	3	11	月	3月議会総務委員会協議会	進捗状況報告・今後のスケジュールなど	本庁5階 第1委員会室
	3	18	月	第2回デザイン会議	本市の課題・基本構想のキーワード・ 今後の方針など	中之庄公民館 大ホール
	5	14	火	第3回デザイン会議	基本構想(案)検討・コンテ部会あり方・ 今後の予定など	中之庄公民館 大ホール
	5	30	木	第4回 企画財務コンテ部会	将来像の副題・将来人口の設定など	福祉会館 2階教養娯楽室
	6	19	水	6月議会総務委員会協議会	進捗状況報告・基本構想(案)協議など	本庁5階 第1委員会室
	7	3	水	第4回デザイン会議	基本構想(案)協議など	福祉会館4階 多目的ホール
	7	17	水	第5回 企画財務コンテ部会	基本構想(案)協議	福祉会館2階 教養娯楽室
	8	9	金	第3回審議会	活動報告・基本構想(案)審議、 今後の予定など	福祉会館 3階会議室2
9	10	火	第2回合同コンテ部会	基本構想(案)の説明、 今後のコンテ部会の進め方、今後の予定	福祉会館4階 多目的ホール	
9	12	木	9月議会総務委員会協議会	進捗状況報告・基本構想(案)説明、 今後の予定など	本庁5階 第1委員会室	

年	月	日	曜	会議名等	内 容	場 所
25	10	3	木	第5回デザイン会議	今後のコンテ部会の進め方など	福祉会館 3階会議室2
	10	30	水	高校生ユースミーティング	ご当地クイズ、住み続けたい、戻ってきたいまちへの提案など	中之庄公民館 大ホール
	11	14	木	第6回 企画財務コンテ部会	基本計画（案）の検討方法など	福祉会館 3階会議室2
	12	12	木	12月議会総務委員会協議会	進捗状況報告など	本庁5階 第1委員会室
	12	17	火	第4回 福祉保健コンテ部会	基本計画（案）の検討方法など	福祉会館 3階会議室2
	12	18	水	第4回消防コンテ部会	基本計画（案）の検討方法など	消防本部 2階会議室
	12	19	木	第7回 企画財務コンテ部会	関連施策の協議など	福祉会館 3階会議室2
	12	24	火	第4回教育コンテ部会	基本計画（案）の検討方法など	福祉会館 3階会議室2
26	2	5	水	第5回 福祉保健コンテ部会	分野別基本計画（案）について	福祉会館 3階会議室1
	2	18	火	第4回 水道コンテ部会	分野別基本計画（案）について	水道局 3階会議室
	2	20	木	第4回建設コンテ部会	分野別基本計画（案）について	商工会館 4階会議室
	2	20	木	第5回教育コンテ部会	分野別基本計画（案）について	福祉会館 3階会議室2
	2	24	月	第4回 産業活力コンテ部会	分野別基本計画（案）について	福祉会館 3階会議室2
	2	24	月	第5回消防コンテ部会	分野別基本計画（案）について	消防本部 2階会議室
	2	—	—	第4回総務コンテ部会	分野別基本計画（案）について	文書による協議
	2	—	—	第4回 市民環境コンテ部会	分野別基本計画（案）について	文書による協議
	3	11	火	第8回 企画財務コンテ部会	分野別基本計画（案）について	福祉会館 2階教養娯楽室
	3	24	月	第6回デザイン会議	分野別基本計画（案）・ 今後のスケジュール等について	中之庄公民館 大ホール
	4	28	月	市長ヒアリング	進捗状況報告・今後の重点施策について	市長室横応接室
	5	7	水	職員提案募集	協働推進重点プロジェクト（案）／ ～5月28日	経営企画課
	6	20	金	6月議会総務委員会協議会	進捗状況報告・協働推進重点プロジェクト 議員提案募集依頼など	本庁5階 第1委員会室
	6	23	月	議員提案募集	協働推進重点プロジェクト（案）／ ～7月11日	経営企画課
	8	27	水	議員会派別説明会	中間報告：進捗状況報告・総合計画（案） の説明など	本庁5階特別 委員会室ほか
	9	10	水	第1回合同デザイン会議	総合計画（案）の協議など	福祉会館4階 多目的ホール
	9	24	水	タウンコメント	HP掲載による周知、 閲覧期間1か月間（10月23日まで）	各庁舎・図書館
	9	30	火	9月定例議会	総合計画（基本構想）を 議会の議決に付する条例の制定	本庁5階議場
11	7	金	第4回審議会	活動報告・総合計画（案） 審議、答申など	福祉会館4階 多目的ホール	
12	19	金	12月定例議会	基本構想 議決	本庁5階議場	

第二次四国中央市総合計画策定に関する 「高校生ユースミーティング」

日時：平成25年10月30日
午後5時～7時30分
場所：中之庄公民館大ホール

1. 出席者（敬称略）

<土居高等学校>

石川 誠也（3年） 岡村 佑奈（3年） 菅 麻美（3年）

<川之江高等学校>

柴垣 太貴（2年） 柴垣 善則（2年） 松村 穰史（2年） 田辺 梨紗（2年）
石川 明道（1年） 三好 颯人（1年） 平田 岬（1年） 大西玲生奈（1年）

◇教諭 曾我部 拓

<三島高等学校>

児山 紋子（3年） 山内理沙子（3年） 鈴木 啓太（3年） 古東 莉奈（2年）
白石 純也（2年） 藤巻 里帆（2年）

◇教諭 山地 康雄

2. 市長あいさつ

3. 参加者紹介

4. 開催趣旨と進め方

5. しこちゅ〜ご当地クイズ

6. グループ討議

7. グループ発表

《市長との記念撮影》



《しこちゅ〜ご当地クイズ》



《グループ討議》



《グループ発表》



第二次四国中央市総合計画

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL : 0896-28-6000(代)

URL : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>

編集 : 四国中央市企画財務部経営企画課